



上海市で公布された地方法規及び政府通達の最新情況

(2013年9月～2014年1月現在)

日中経済協会 上海事務所

注1：公布機関はいずれも上海市の立法機関および行政機関である。
注2：外商投資企業にとって留意すべきと思われる法令をまとめたものである。

NO	文件番号	法令あるいは政府通達の名称	公布機関	公布 / 施行期日	内容の概略
1	滬人社外発 [2013] 48号	『外国人中国永住居留証の享受待遇に関する弁法』について の通知』	人力資源社会保障局	2013/9/18	外国人の永住居留権に関する現行法を部分的に修正したもので、今後は、①外国人永住居留証を保持する外国人の上海における就業については「外国人就業証」の手続を必要としない。②国または上海市の関係規定に基づいて「外国専門家証」「帰国専門家証」「上海市居住証・B証」の手続が可能となる。③専門技術職資格評価員あるいは専門技術者資格の試験に参加できる。④該当する外国人が上海市で就業する場合の社会保険手続については、その所属組織が本人の「外国人永住居留証」と「労働契約書」を持参して実施する。上海市で就業していない場合は上海市の関係規定に基づいて医療保険と養老保険に加入できる。
2	-	『自由貿易試験区における上海市地方性法規の暫時的な調整の実施に関する決定』	市人大常務委員会	2013/9/27	自由貿易試験区内の基本法は『中国（上海）自由貿易試験区管理弁法』であるが、この法令は『上海市自由貿易試験区総合計画案』が法的裏付けとなる。『総合計画案』に基づく域内関連法令が上海市の地方性法規の規定に合致しない場合は調整を図るとし、この調整期間は3年以内としている。 また、全人代が公布した『國務院に授權する上海市自由貿易区法律規定による行政審査認可の暫時調整に関する決定』に基づいて、自由貿易区内では国の特別管理措置によって域内に進出する外商投資以外の場合、『上海市外商投資企業審査認可条例』の実施を暫時停止としている。自由貿易試験区が実務と法制の両面からスムーズに機能するために、この種の調整は不可避である。
3	滬府弁 [2013] 第84号	『上海市地下建設用地使用権譲渡規定』	市人民政府弁公庁	2013/11/8	上海市規画国土資源局が制定した規定を人民政府弁公庁が公布したものである。今後、上海市の地下土地の使用権譲渡について定める法令であり、ここでは地下土地使用権の譲渡にかかわる原則 / 譲渡価額の査定方法 / 譲渡契約 / 譲渡方式 / 基本価格 / 関連する手続等について定めている。本法令は公布日より2018年9月までの時限立法である。
4	滬府発 [2013] 63号	『中国（上海）自由貿易試験区・外商独資医療機構管理暫行弁法』	市人民政府弁公庁	2013/11/13	表題どおり外商独資による医療機構の設立と管理に関する法令である。
5	滬府弁発 [2013] 64号	『中国（上海）自由貿易試験区・中外合作経営性訓練機構管理暫行弁法』	市教育委員会 市商務委員会 人力資源社会保障局	2013/11/13	表題どおり中外合作で経営する訓練センターの設立と管理に関する法令である。

NO	文件番号	法令あるいは政府通達の名称	公布機関	公布 / 施行期日	内容の概略
6	-	『上海市電子發票應用試点に関する公告』	市国家財政局 市商務委員会 市發展改革委員会 市財政局 市工商行政管理局	2013/12/18	『中華人民共和國發票管理弁法』に基づいて新たに商業分野で導入する電子發票の管理・監督制度に関する行政公告で、これに関与する政府機関5部門が連名で公布している。一般社会消費品の販売において新たな形式の電子發票を導入するための事前のテストケースとして、特定の商業企業で先行的に運用、その際の実施条件や諸規定について定めているが、将来の全面的導入に向けた制度の基礎となるような規定になっているため、電子發票に関心のある外商投資企業は必見の行政公告である。
7	滬人社農発 [2013] 64号	『上海市2014年新型農村養老保險の受領の調整に関する通知』	人力資源社会保障局	2013/12/30	上海市の農民戸籍を保有する者には従来から農民戸籍に適用する特定の養老保險制度が存在しているが、國務院が公布した『新型農村社会保險テスト指導に係る実施意見』に基づいて現行制度のちの受領条件の変更について定めている。外商投資企業には直接関係のない法令であるが、この法令により、企業関係者や一部のメディアで一般的に流布している「(中国では)農村戸籍者は都市型社会保險制度を享受できない」といった指摘が荒っぽい見解であることがわかる。
8	滬質技監督標 [2014] 42号	『上海市・スーパーマーケット・サービス規範(地方基準)に関する通知』	市品質技術監督局	2014/1/27 公布 2014/5/1 施行	スーパーマーケットが提供する各種のサービスと管理に関する地方性品質基準で『DB31/T 778-2014 (超市サービス管理規範)』となっている。外商投資によるSMやGSM/ハイパーマーケット、コンビニ等は先進的なマーチャンダイジングを採用しているために、この『規範』に示されている品質アイテムはほとんどクリアしているが、内資が経営するスーパーマーケットには多くの問題がある。したがって、この『規範』では経営管理から店舗施設の品質/MDの品質/販売する商品の品質に至るまでの品質ガイドラインを定めている。リテール業を営む外商投資企業は必見の法令である。

日中経済協会上海事務所のご案内

財団法人日中経済協会は、日中国交正常化以前に準政府機関として経済関係をはじめとする両国交流のパイ役となった日中覚書貿易事務所を継承し、1972年11月、経済界の総意と政府の支援のもとに設立されました。爾来、両国政府、経済・産業界、団体・企業間等様々なレベルでの交流促進に努め、両国経済関係発展のために貢献してきました。

上海事務所では、華東地域での経済、産業、投資環境調査のほか、貿易、投資に関する情報提供やアドバイス、投資案件仲介、トラブル解決支援、現地企業経営上の問題の相談事業などに取り組んでいます。

【連絡先】

住所：上海市延安西路2201号
上海國際貿易中心大廈1601号室
TEL：021-6275-0088
FAX：021-6275-2211
E-mail: jcea@shcei.com.cn